

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則

改正後

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成十年十月十六日
規則第七十八号

(電磁的記録の保存の方法)

第二十一条 条例第十五条第二項に規定する電磁的記録の保存の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号〕

(電磁的記録の作成の方法)

第二十二条 条例第十六条第二項に規定する電磁的記録の作成の方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法とする。

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号〕

改正前

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成十年十月十六日
規則第七十八号

(電磁的記録の保存の方法)

第二十一条 条例第十五条第二項に規定する電磁的記録の保存の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号〕

(電磁的記録の作成の方法)

第二十二条 条例第十六条第二項に規定する電磁的記録の作成の方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法とする。

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号〕